

4月1日から

# 福祉タクシ-券の

## 申請受け付け

平成27年度分の「高齢者通院専用タクシ-券」「障害者タクシ-券」の申請受け付けが、4月1日から始まります。

高齢者福祉課 ☎(50)1208  
社会福祉課 ☎(50)1252

### ■対象

- 高齢者通院専用タクシ-券  
76歳以上で次のいずれかに該当する人
- ひとり暮らしの人
- 全員が65歳以上の世帯の人
- 65歳未満の世帯員がいる場合、全員が次のいずれかに該当していること
- 18歳未満
- 障害者タクシ-券受給資格者
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳所持者で交通手段が無い人
- 長期入院（入所）者で、入院（入所）を継続する予定の人（直近3カ月分の領収書を添付）
- 医師から車の運転を止められている人（医師の証明書を添付）

申請月から当年度の3月までの月数×2枚（1枚500円）  
障害者タクシ-券  
申請月から当年度の3月までの月数×4枚（1枚500円）  
※重複での受給はできません  
※ご注意ください

### ■持物

- 印鑑
- 身分証明書
- 障害者は障害者手帳、じん臓機能障害により透析を受けている人は、特定疾病療養受療証

- 障害者タクシ-券  
次のいずれかに該当する人
- 身体障害者手帳 3級以上
- 療育手帳 A判定以上
- 精神障害者保健福祉手帳 1級

### ■内容

## 佐原・小見川 地域包括支援センターを 業務委託します

☎高齢者福祉課 ☎(50)1208

市では4月1日から、佐原・小見川地域包括支援センターの業務を民間法人へ委託します。

センターは高齢者の総合相談、権利擁護（高齢者虐待、成年後見制度に関する相談）、地域のネットワーク作りなど、高齢者を総合的にサポートする機関です。どうぞご利用ください。

なお、佐原地域包括支援センターは、設置場所が変更となります。

### ■佐原地域包括支援センター

☎(50)1231

◇業務受託法人 社会福祉法人東総あやめ会（佐原イ1257-1）

◇設置場所 市役所2階

### ■小見川地域包括支援センター

☎(82)0718

◇業務受託法人 社会福祉法人国寿会（小見川676-2）

◇設置場所 小見川支所1階

## 4月1日以降に 70歳になる皆さん 窓口負担が変わります

☎市民課 ☎(50)1228

窓口負担は3割のまま変更ありません。

新たに70歳になる人は、誕生日の翌月1日から負担割合が変わりますので、誕生日の月内に新しい保険証を送付します（1日生まれの人は前月中に送付します）。

### ■対象

香取市国民健康保険加入者

### ■70歳から74歳までの人の医療機関での窓口負担

現役並み所得者以外 (後期高齢者医療制度への移行者は除く)	昭和19年4月1日以前生まれの人	1割
	昭和19年4月2日以降生まれの人	2割
現役並み所得者		3割

※現役並み所得者…同じ世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳から74歳までの国保被保険者がいる人

### ■こんなときは14日以内に届け出を

届け出の内容		届け出に必要なもの
国保に入るとき	転入	転入の届け出のときに申し出をしてください
	職場の健康保険をやめた	資格喪失証明書などの退職年月日のわかる書類、写真付き本人確認書類
	お子さんが生まれた	出生の届け出のときに申し出をしてください
	生活保護を受けなくなった	保護廃止決定通知書、写真付き本人確認書類
国保をやめるとき	転出	市の保険証（転出の届け出のときに申し出をしてください）
	職場の健康保険に加入した	市の保険証、職場の保険証
	死亡	市の保険証（死亡の届け出のときに申し出をしてください）
	生活保護を受けるようになった	市の保険証、保護開始決定通知書
そのほか	就学のためほかの市町村へ転出	市の保険証、在学証明書（入学許可証）
	世帯主、住所などが変わった	市の保険証
	保険証をなくした	写真付き本人確認書類

※写真付き本人確認書類…運転免許証、パスポート、住基カード（写真付き）など  
※世帯主が変わったときは、必ず世帯全員の保険証をお持ちください

## 忘れていませんか 国民健康保険の届け出

市内にお住まいの74歳以下の人は、国民健康保険以外の健康保険の加入資格がある人などを除き、すべて国民健康保険に加入しなければなりません。

また、就職などで他の健康保険に加入し、国民健康保険の資格がなくなったにもかかわらず、国民健康保険の保険証を使って診療を受けると、後日その医療費を返還することになります。加入と同様に脱退の届け出も忘れないようお願いいたします。

職場の健康保険から脱退した場合、国民健康保険への加入の届け出が必要です。国民健康保険税は、加入義務が生じた月から課税されます。届け出が遅れると、過去

の分から一度にまとめて納めることになり、大きな負担となります。また、就職などで他の健康保険に加入し、国民健康保険の資格がなくなったにもかかわらず、国民健康保険の保険証を使って診療を受けると、後日その医療費を返還することになります。加入と同様に脱退の届け出も忘れないようお願いいたします。



☎国民健康保険の届け出  
市民課 ☎(50)1228  
国民健康保険税  
税務課 ☎(50)1242